

平成26年度 税制改正のお知らせ

軽自動車税年税額の変更

●原付や125cc以上のバイクなどの車両

平成27年度から税額が変わります。

車種区分		26年度まで	27年度から
原動機付自転車	総排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車 2輪	総排気量125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
2輪の小型自動車	総排気量250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	そのほか（フォークリフトなど）	4,700円	5,900円

●軽4輪などの車両

軽4輪などは、平成27年4月1日以後に新規登録する車両から新税額が適用されます。

平成27年3月31日までに新規登録をした車両は、登録後13年まで、現行税額のままであります。また、平成28年度からは、新規登録をした年月から13年を経過した車両（電気軽自動車などを除く）は、経年重課の税額が適用されます。

※平成28年度に経年重課の税額が適用される車両は、平成14年以前に新規登録をした車両です。

軽自動車車種区分	税額		
	平成27年3月31日までに登録した車両（変更なし）	平成27年4月1日以降に登録した車両	登録後13年を経過した車両（経年重課）
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用　自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪乗用　営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪貨物　自家用	4,000円	5,000円	6,000円
4輪貨物　営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※新規登録をした年月とは初めて車両番号の指定を受けた年月です。自動車検査証では初度検査年月と記載されています。

問合せ 税務課管理係

自動車検査証						
車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自動車課税	車体の形状
三河〇〇〇は△△△△	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	軽自動車	乗用	自家用	箱型
車両番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅
						高さ

法人市民税の変更・地方法人税の創設

平成26年10月1日開始事業年度より適用されます。

●法人市民税法人税割税率の変更

地方法人税の創設に伴い、法人市民税法人税割の税率を変更します。

税率	改正前	改正後
	12.3%	9.7%

●地方法人税の創設（国税）

税率4.4%（従来の法人住民税分　県1.8%、市2.6%）の地方法人税が創設されます。

問合せ 税務課市民税係